産業廃棄物処理委託標準契約書

収入 印紙 ^(印紙税法による)

	[収集•運搬用]
排出事業者名:	(以下「甲」という。)と、
排出事業者住所:	
収集運搬業者:	 (以下「乙」という。)は、
甲の事業場名:	
 甲の事業場住所:	
して次のとおり契約を締結す	<u>る。</u>
第1条 (法の遵守) 甲及び乙は、処理業務の 守するものとする。	遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵
甲に提出し、本契約書は	のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを 「添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨 、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。 囲
〔産廃〕(積み込み場所)	ー (積み下ろし場所) 許可都道府県・政令
許可都道府県•政令市:	市 :
許可の有効期限:	許可の有効期限:
事業範囲:	事 業 範 囲:
許 可 の 条 件:	 許 可 の 条 件:
許 可 番 号:	 許 可 番 号:
2. (委託する産業廃棄物の 甲が、乙に収集・運搬 とする。 種類 数量	
メ 単価 ::	

こされた前項の産業廃棄		する次の最終目的地に打	般入する。
所:			
令市:			_
朔 限:	許 可 番	号:	_
方法:			
 種 類 :			
件:			_
* 称:			_
地:			_
			_
託された産業廃棄物の積 約期間内に確実に収集・ 養棄物と混合することがあ とする。 託された産業廃棄物の積 約期間内に確実に収集・ :他の産業廃棄物と混合し	替保管を行う。積 運搬できる範囲で り得るものとする。 替保管を行う。積 運搬できる範囲で	で行う。この場合、安定型産 。なお、積替保管の場所に で保管は法令に基づき、 で行う。この場合、乙はこの	産業廃棄物 こおいて選 かつ、第1 D契約に係
入できる産業廃棄物の種類	頁: 積み替えしない		
在地:積み替えしない			
) ミ第12条の5第1項の規定 以下「電子マニフェストシ	/ステム」という。)を利用する場合、乙は、	、電子マニ
	のでは、名称及び代表者の氏名) 一方 に 一方 に 一方 では、名称及び代表者の氏名) 一方 に 一方 に 一 一 に 一 に 一 に 一 に 一 に 一 に 一 に 一 に 一 に 一 に 一	とされた前項の産業廃棄物を、甲の指定のでは、名称及び代表者の氏名): 所: 令市: 朝限: か方法: 種類: 件: 本部: 地: 下①~③から該当するものを選択する) された産業廃棄物の積替えを行わない。 された産業廃棄物の積替保管を3のとする。 託された産業廃棄物の積替保管を3のとする。とする。とする。とする。とれた産業廃棄物の積替保管を3に対した。 正された産業廃棄物の積替保管を3に対した。 を要物と混合することがあり得るものとする。とする。 にされた産業廃棄物の積替保管を3に対してはならない。など、おり、これできる産業廃棄物の種類: 積み替えしない。 を主に、積み替えしない。 には、積み替えしない。 には、1000元により電子により電子により電子により電子により電子により電子により電子により電子	Eされた前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に制っては、名称及び代表者の氏名): 所: 令市: 期限: 許可番号: か方法: 種類: 件: 地: 下①~③から該当するものを選択する) された産業廃棄物の積替えを行わない。 託された産業廃棄物の積替を変化する。を定型商を実施した。 を主動のとする。なお、積替保管の場所にとする。 お助間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、乙はこのとする。 おかれた産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、乙はこのと他の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所においる。 た他の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所においる。 た他の産業廃棄物の種類: 積み替えしない 「主限:積み替えしない

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程

加入者番号:

- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合物により生ずる支障
- オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク 表示に関する事項

公開パスワード:_____

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工 程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合で あり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

- 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容 器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容 器貼付用ラベル (参照)。
- 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚 偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲 に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計 量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示 第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類	重金属受けない	
提示する時期又は回数	該当なし	

第4条 (甲乙の責任範囲)

- 1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定す る運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければなら ない。
- 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲
- 又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場 合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲 の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承 諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出 する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニ フェストB2、B4、B6票で代えることができる。電子マニフェストシステムを利用している場 合、乙は、業務終了報告書の作成に代えて委託業務が終了した後、速やかに電子マニフェストシス テムにその旨を登録するものとする。また、乙は、甲から委託業務終了報告書の作成を求められた ときは、これに応じるものとする。

第8条 (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。こ の場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

- 1. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基 づき算出する。
- 2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議 によりこれを改訂することができる。
- 3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4. 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体 的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契 約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の 上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。 当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

- 1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- 2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、 乙がその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもと にある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙 に対して償還を請求することができる。
 - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処 理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙 自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条 (契約期間)

この契約は、有効期間を平成____年__月__日から平成___年_月_月 日までの 1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れが ない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、甲は本書を乙は写しを保有す

平成_____年 ____月 ____日

甲

乙 大阪市大正区鶴町1-11-13 株式会社 木村衛生 代表取締役 木村 敦則